

かがやきケアプランセンター重要事項説明書

1. 提供するサービスについての相談窓口

担当者 村山 真理子

TEL 0279-26-3292

FAX 0279-26-3293

ご不明な点がございましたら、お気軽にお申し出ください。

2. 事業所の概要

(1) 介護保険事業所番号及び通常の事業の実施地域

法人の名称	有限会社 かがやきケアサービス
主たる事業所の所在地	群馬県渋川市渋川4143-1
事業所の名称	かがやきケアプランセンター
事業所の所在地	群馬県渋川市渋川4143-1
介護保険事業者番号	1072200395
代表者名	取締役 村山 真理子
サービスの種類	指定居宅介護支援
通常の事業の実施地域	渋川市

(2) 事業所の職員体制

職種	人員数	職務内容
管理者	1名	管理・監督・指導
介護支援専門員 (管理者と兼務)	1名以上	居宅介護支援業務全般

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

有限会社かがやきケアサービスが開設するかがやきケアプランセンター（以下「事業所」といいます）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」といいます）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業は利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。

事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。

事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。

事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとします。

4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日 12月31日～1月2日、国民の休日、土曜、日曜を休日とし、他の日は営業するものとします。ただし、利用者の都合、業務の都合により変更できるものとします。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

5. 指定居宅介護支援の提供方法

指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりです。

利用者の相談を受ける場所 事業所内その他必要と認められる場所

サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所

介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

モニタリングの結果記録 月1回以上

6. 指定居宅介護支援の内容

指定居宅介護支援の内容は、次のとおりです。

居宅サービス計画の作成

指定居宅サービス事業者等との連絡調整

介護保険施設への紹介

利用者に対する相談援助業務

その他利用者に対する便宜の提供

7. 利用料等

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとします。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領が行えない場合は介護度に応じた利用料を実費請求致します。

通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から1km当たり300円を実費請求致します。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

8. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 緊急時等における対応方法

介護支援専門員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

10. 事故発生の対応

事故発生時は速やかに市町村、利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じます。
事故報告書を作成し原因を解明、今後の事故予防に努めるものとします。
賠償すべき事態となった場合には、速やかに損害賠償を行います。
虐待事例を発見した場合にはすみやかに管理者に報告し、関係機関へと繋がります。

11. 苦情処理

事業所は、自ら提供した指定居宅支援、又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者やその家族からの苦情等に対応する常設の窓口を設け、迅速かつ適切に対応に当たるものとします。

迅速かつ適切な対応をとるため、利用者の立場に立ち下記の通り実施します。

当事者、関係者から事情を聞き問題点を把握、対応策を検討し、実施します。

問題発生から解決までの一連の過程を記録し5年間保存すると同時に今後のサービスの質向上に努めます。

事業所のみでは解決困難な場合、利用者またはその家族に対し苦情の申し立てに必要な支援を行います。

市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、必要な改善を行います。

機関名	住所地・電話
かがやきケアプランセンター苦情申請窓口	担当者 村山 真理子 TEL 0279-26-3292 受付時間 8:30~17:30(休業日を除く)
住所地の市町村窓口	渋川市福祉部介護保険課 住所 渋川市石原 80 TEL 0279-22-2116 受付時間 平日 9:00~16:30
NPO 法人 権利擁護ネット はあとらんど	住所 高崎市八千代町 3-9-8 TEL 027-395-6777 受付時間 平日 9:00~17:00
群馬県国民健康保険団体連合会	住所 前橋市元総社町 335-8 TEL 027-290-1323 受付時間 平日 9:00~16:30

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

虐待の防止のための指針の整備

虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

1 3. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

1 4. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 5. 個人情報の保護、守秘義務

従業者は業務上知り得た個人の秘密を保持します。

利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

1 6. 第三者評価実施状況の有無 無

1 7. その他運営についての重要事項

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします、また、業務体制を整備します。

採用時研修 採用後3ヶ月以内

継続研修 年3回

事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより全ての従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

本項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社かがやきケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

介護報酬改定・介護保険改正に伴い、加算・減算が追加となることがあります。

重要事項の説明確認

居宅サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び書面に基づいて、重要な事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者住所	群馬県渋川市渋川 4 1 4 3 - 1
事業者名称	有限会社 かがやきケアサービス
代表者氏名	村 山 真 理 子 印
事業所住所	群馬県渋川市渋川 4 1 4 3 - 1
事業所名称	かがやきケアプランセンター
管理者氏名	村 山 真 理 子 印
説明者氏名	村 山 真 理 子 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅サービスについての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

代筆者 住 所 続柄

氏 名

代理人 住 所 続柄
氏 名